

横芝光町農業委員会 10月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月5日(月) 午後3時～午後3時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

令和2年度第4回農用地利用配分計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年10月(第7回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 大川戸直美 委員、7番 佐久間幸子 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年10月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①と②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

2件とも経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。

1件目は、小堤 字 上川田、田、1, 031㎡、

2件目は、木戸 字 二十八割、田4筆、計1, 959㎡です。

申請のありました2件につきましては、いずれも、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員は私となりますので、私から説明させていただきます。

4 番 この件については、譲渡人が相続で農地を取得したが耕作が難しく農業経営を縮小したため、現在農地法第3条賃借権設定により申請地を耕作しており、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、居住地から近く、耕作しやすいということから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しており問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 12番平山です。この件については、譲渡人が畑作を主とし、水稻経営を縮小したいため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、自身の耕作地に近く耕作に便利であることから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しており問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

1 1 番 11番 小野です。耕作地が近いと説明がありました。譲受人は町外者ですが、申請地はどのくらいの近さですか。

事務局 移動時間としましては10分程度の近さとなります。

議 長 他にございますか。なければ、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年10月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、木戸 字 八十九割、畑2筆 計1,054㎡で、雑種地1,259㎡を含めた事業区域面積は2,313㎡となります。

用途を石材等の資材置き場用地として、売買により所有権移転するものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので

ご覧ください。

これまで譲受人は会社の所在地で事務所・作業場・資材置場を兼ねて営業を行ってきましたが、業務拡張による仕入れも徐々に増え、製品の搬入出にも支障がある状況であることから、独立した資材置場を設けたいと考えていました。

申請地は、東総衛生組合光クリーンパークから東へ約600mの位置にあります。

周囲を山林や宅地、雑種地に囲まれ、農地の区分は第2種農地と判断できます。

周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。また、隣接する農地はなく、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、本年11月1日から12月31日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請2件目の土地は、篠本 字 新八丁、田（現況：宅地）3,000㎡です。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、篠本二区公民館から北へ約400の位置にあります。

すでに、譲受人である営農組合の事務所と乾燥調製施設が建設されています。

土地改良事業において営農拠点施設用地として「非農用地」と設定されたことから農地転用許可が不要であると認識され、許可を得ないままとなっていました。

土地改良事業の換地が完了し、所有権移転登記をするにあたって転用許可が必要と分かり今回の申請となりました。

なお、千葉県には、これら実情を報告され、今回の申請書には始末書が添付されております。

また、現在、町において農業振興地域整備計画の全体見直作業が行われていますが、当該地につきましては、農業用施設用地として用途指定される見込みとなっています。

申請3件目の土地は、北清水 字 清水、畑1,011㎡です。

太陽光発電施設用地として、賃借権の設定をするものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので

ご覧ください。

申請地は、横芝敬愛高等学校から南へ約700mの位置にあります。

周囲には住宅や工場、太陽光発電施設などが混在し、農地の区分は第2種農地と判断できます。

周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

設備の概要ですが、ソーラーパネル264枚とパワーコンディショナー8台を設置し、47.2kwの発電出力です。今回の発電事業計画については、経済産業大臣の認定を受けており、東京電力への電力需給契約申し込みも済んでいます。

隣接農地への影響ですが、計画されている発電設備は、工作物の高さからも隣接地への日照や通風の支障はないと思われます。また、雨水は敷地内浸透とし、隣接地への雨水流出を防ぐため外周にフェンスを設置し、その内側に10cm程度の盛土を計画しています。

工事期間は、本年11月1日から令和3年5月31日までを予定しています。

建設費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 平山です。

本件の申請地は第2種農地で、経営効率が悪い、孤立している農地です。土地改良の受益地でもなく、隣接する農地もありませんので、問題はありません。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番

6番 佐久間です。石材というのは、どのようなものですか。

事務局

お墓で使われる墓石や動物などの形に加工した石像の庭への置物などです。

1 1 番	11番 小野です。申請地には道路がついていないようですが、大丈夫ですか。
事務局	申請地北側の雑種地も一体で購入する予定で、雑種地の北に水路と道路があります。水路につきましては占用申請が出され許可がおりています。
議 長	<p>他に質疑・意見はありますか。無いようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
2 番	<p>2番 鈴木です。</p> <p>本件は、既に事業が完了していますが、申請地は、篠本新井地区の土地改良事業の中で、農業用施設用地として計画されたものです。</p> <p>換地も一通り終わり、いよいよ土地を営農組合の名義に変えようというところで、転用許可が必要となっています。</p> <p>事後ではありますが、ライスセンターは営農の中心となる施設で、農業振興に絶対必要なものですので、問題はありません。よろしくお願いします。</p>
議 長	説明が終わりましたので、質疑を許します。
6 番	6番 佐久間です。非農用地と説明がありましたが、なぜ農地でないと設定されたのか、また判断を誤ったのか教えてください。
事務局	土地改良事業の中で農地として使う部分、道路・水路等で使う部分の区分けをしました。従前地の組み合わせではなく、新たな土地利用・区画をする中で、ライスセンター等として使う部分として非農用地が作り出されました。営農組合も動き始めた頃で非農用地という言葉で農地ではないとの認識で、転用申請しないまま話がどんどん進んでしまったという経緯です。
7 番	7番 佐久間です。非農用地で建物がすでに建っているということですが、建物の許可はおりたということですか。

事務局	<p>非農用地は土地改良事業の中での位置づけであって、地目を変える際には農地転用の許可が必要となります。建物については建築基準法に基づく手続きはされています。農地法の転用許可がされていなかった、他の許可手続きはすべてされていました。</p>
議長	<p>他にございますか。無ければ、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
11番	<p>11番 小野です。</p> <p>本件は、太陽光発電施設建設のため農地転用の申請があったものです。</p> <p>事務局説明のとおり、工場や太陽光発電施設が混在している地域で、また、申請地は土地改良の受益地ではありません。隣接農地の所有者へも事業内容を説明済みですので、問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>日程第4 議案第3号 令和2年度 第7次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。</p> <p>事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。</p> <p>令和2年10月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫</p>

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定 1件、再設定 4件の合計5件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者は、資料左側の欄に記載のとおりです。

また、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、設定する権利は賃借権となります。利用権を設定する農地ですが、

虫生 字 増穂ほか、田、全7筆 計4,966㎡、水稻として利用、設定期間は
今月16日から令和12年11月30日までの10年1か月間で、賃借料は10aあたり
コシヒカリ0.5俵相当額を口座振込により支払うものです。

なお、先月の総会終了後の事務連絡で早ければ10月から集積計画と配分
計画の一括方式へ移行すると説明させていただきましたが、今回は従来方式
での提案となっています。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資
料に記載のとおりです。設定する権利は4件とも賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、二又 字 平台、畑、1,002㎡、普通畑として利用、設定期
間は今月16日から令和5年10月15日までの3年間で、賃借料は10aあたり
10,000円を直接現金で支払うものです。

再設定2件目は、二又 字 三島台、畑、2,451㎡のうち1,200㎡、普通畑
として利用、設定期間は今月16日から令和12年10月15日までの10年間で、
賃借料は10aあたり15,000円を直接現金で支払うものです。なお、地積の半
分程度の賃借権設定となっていますが、残りの約半分につきましては、別
の耕作者に賃借権が設定されています。

再設定3件目は、於幾 字 竹ノ後、田、667㎡、水稻として利用、設定期間
は今月16日から令和5年11月30日までの3年1か月間で、賃借料は10aあた
りコシヒカリ1俵相当額を直接現金で支払うものです。

再設定4件目は、屋形 字 才藏、畑、897㎡、普通畑として利用、設定期間
は今月16日から令和8年10月15日までの6年間で、賃借料は10aあたり
15,000円を直接現金で支払うものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、新規設定の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、新規設定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第4号 令和2年度第4回農用地利用配分計画(案)の意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和2年度第4回農用地利用配分計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、令和2年度第4回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の意見を求める。

令和2年10月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

農用地利用配分計画は、議案第3号の農用地利用集積計画において、新規に利用権の設定を受けた農地を千葉県園芸協会が農地中間管理事業により、農業の担い手へ配分・集積するもので、今回の計画は記載の経営体を配分先としています。

備考欄に議案第3号の案件番号が記載されており、面積、筆数、地権者数はそれぞれ集計した数値となっています。

次のページからは、農用地利用配分計画を添付しています。

配分される農地の明細と農業経営の状況を添付していますのでご確認ください。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただ今、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、農用地利用配分計画について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって農用地利用配分計画(案)については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。

以上で 提案されました議案の審議は

すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和2年10月(第7回)農業委員会定例総会を閉会します。